

空家等対策計画について

(1) 法

第 6 条第 1 項

市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、国が策定した基本指針に即して、空家等対策計画を定めることができる。

第 6 条第 2 項

空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- ② 計画期間
- ③ 空家等の調査に関する事項
- ④ 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- ⑤ 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- ⑥ 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項
- ⑦ 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- ⑧ 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- ⑨ その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

(2) 国の基本指針

二 空家等対策計画に関する事項

- 1 効果的な空家等対策計画の作成の推進
- 2 空家等対策計画に定める事項
 - ① 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - ・重点対象地区の設置、対策を行う空家等の種類の優先順位の明示 等
 - ② 計画期間
 - ・既存の計画や調査の実施年との整合性の確保
 - ・計画期限ごとの計画内容の改定 等
 - ③ 空家等の調査に関する事項
 - ・対象地区、期間、対象・調査内容及び方法の記載 等
 - ④ 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - ・空家等の適切な管理は第一義的に当該空家等の所有者等の責任において行われるべきことを記載
 - ・所有者等の意識の涵養や理解増進に資する事項を記載 等
 - ⑤ 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
 - ・空き家バンク等の空家等情報を提供サービス等について記載
 - ・活用する際の具体的な方針や手段について記載
 - ⑥ 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対象に関する事項
 - ・特定空家等に対してどのような措置を講ずるかについて方針を明示
 - ・特定空家等であることの判断する際の基本的な考え方、措置の具体的な手続き等について記載することが望ましい。
 - ⑦ 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - ・相談体制の内容や住民に対する相談窓口の連絡先について具体的に記載
 - ⑧ 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - ・各部局の役割分担、組織体制、窓口連絡先などの記載 等
 - ⑨ その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
 - ・対策の効果の検証、その結果を踏まえた計画の見直し方針 等
- 3 空家等対策計画の公表等
 - ・住民が計画の内容について容易に知ることのできる環境を整備